

## 令和8年度 岡山県私立高校生等教育給付金のお知らせ （新入生に対する前倒し給付）

### 1 私立高校生等教育給付金とは

岡山県では、私立高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯や多子世帯を対象に、返済の必要のない「教育給付金（奨学のための給付金）」を支給します。

### 2 新入生の保護者に対する前倒し給付とは

希望する新入生の保護者等に対して、前倒しで一部給付（年額の1/4）を行います。残りの額（年額の3/4）の給付を受けるためには、再度の申請が必要です。

### 3 対象となる世帯

基準日（原則は令和8年4月1日）現在で、以下の要件を全て満たしている世帯が対象です。

- ①生徒が私立高等学校等専攻科に在学していること
- ②生計維持者が岡山県内に住所を有していること
- ③生徒が専攻科の生徒への修学支援の受給資格者であること
- ④「住民税非課税世帯（※）」、「年収270～380万円相当の世帯（※）」又は「年収380～600万円相当の多子世帯（※）」であること

※生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額

- ・住民税非課税世帯：0円
- ・年収270～380万円相当の世帯：105,500円未満
- ・年収380～600万円相当の多子世帯：264,500円未満

### 4 前倒し給付額（年額の1/4）

県内の私立高等学校等に在学：県が学校に交付し、学校が申請者に交付します。

県外の私立高等学校等に在学：県が申請者の口座に7月末日（予定）に振り込みます。

区分	新制度(※1)	旧制度(※2)
住民税非課税世帯	13,025円	13,025円
年収270～380万円相当の世帯	4,342円	2,605円
年収380～600万円相当の多子世帯	3,257円	2,605円

※1 新制度対象者は、日本国内に住所を有する者のうち、以下①～⑦のいずれかに該当する者。

- ①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、④日本人の配偶者等、⑤永住者の配偶者等、⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑦家族滞在のうち日本の小学校、中学校及び高校等を卒業した者であって、高校等専攻科の修了後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

※2 上記①～⑦のいずれにも該当しない者は、旧制度を適用。

## 5 申請方法

	県内の専攻科に在学	県外の専攻科に在学
提出期限	学校の指定する日	令和8年6月26日(金) <消印有効>
提出書類	<p>【全員】</p> <p>「高校生等教育給付金受給申請書」</p> <p>【全員】(次のいずれか1つ)</p> <p>「住民票の写し」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒本人のもの</li> <li>・<u>個人番号の記載がないもの</u></li> <li>・日本国籍：本籍、日本国籍以外：国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの</li> </ul> <p>「特別永住者証明書の写し」</p> <p>「在留カードの写し」</p> <p>※在留資格が家族滞在で、日本の小学校、中学校及び高校等を卒業した者であって、高校等専攻科の修了後、日本で就労して定着する意思があると認められた者の場合は、「小学校、中学校及び高校等の卒業証書の写し又は卒業証明書」の提出も必要</p> <p>【全員】</p> <p>「令和7年度課税証明書または非課税証明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生計維持者全員のもの</li> </ul> <p>【年収380～600万円相当の多子世帯のみ】</p> <p>「扶養親族申告書」</p> <p>【県内の専攻科に在学のみ】</p> <p>「委任状」</p>	<p>【県外の専攻科に在学のみ】</p> <p>「在学証明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和8年4月1日時点で在学していることが確認できるもの</li> </ul> <p>「口座振替申出書」</p> <p>「口座通帳のコピー等」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関名・口座名義・口座番号等が分かるもの</li> <li>・申請した保護者名義のものに限る。</li> </ul>
申請書の入手方法	学校	<p>【方法1】岡山県ホームページからダウンロード  <a href="http://www.pref.okayama.jp/page/394294.html">http://www.pref.okayama.jp/page/394294.html</a>            (総務部→総務学事課→私立学校→私立高校生等教育給付金について)</p> <p>【方法2】返信用封筒を下記問い合わせ先へ郵送</p> <p>※返信用封筒(定形外郵便の封筒(34cm以内×25cm以内))には、180円切手を貼付し、申請書の送付先を記入するとともに、教育給付金申請書類を郵送してほしい旨を記載したメモを入れてください。</p>
提出先・問い合わせ先	学校	<p>岡山県 総務部 総務学事課 学事班(本庁4階)</p> <p>〒700-8570</p> <p>岡山県岡山市北区内山下2-4-6</p> <p>電話 086-226-7198</p> <p>FAX 086-234-7433</p> <p>※郵送(書留等追跡可能な方法に限る)または持参</p>